

くまもと農業経営・就農・継承支援事業

＜事業目的＞

担い手の経営改善や法人化を支援します。

＜背景／課題＞

- ・ 高齢化や後継者不足等で農業者が減少する中、グローバル化が進展し、農業者の経営課題は複雑化しています。
- ・ 認定農業者や地域営農法人等の担い手の経営力向上を図り、持続的かつ安定的な経営の確立や、戦略的な農業経営の展開が急務となっています。

＜事業内容＞

- 1 農業経営・就農支援体制整備推進事業 62,605 千円
- 県では、新規就農、経営相談、経営継承の各機能を一本化した「熊本県農業経営・就農支援センター」を設置し、専門家を中心とする支援チームを派遣して、新規就農、農業経営の法人化、円滑な経営継承等に関する経営相談、経営診断などの取組みを実施します。

○事業実施主体

熊本県

○委託先

一般社団法人 熊本県農業会議

＜相談窓口＞

熊本県農業経営・就農支援センター

委託先：一般社団法人熊本県農業会議

【住所】〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号 本館 9 階

【TEL】096-384-3333

【Mail】43ninaite@nca.or.jp

【お問い合わせ先：担い手支援課 担い手支援班 096-333-2382】

新規就農者確保緊急円滑化対策事業

(世代交代・初期投資促進事業)

<事業目的>

次世代の農業を担う新規就農者の育成・確保を図るため、親元就農を含め、円滑な経営継承・経営発展に向けた取組を後押しします。

<背景／課題>

農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保が喫緊の課題となっています。将来の担い手の円滑な確保を図るため、早期の経営基盤の確立に向けた円滑な世代交代（経営継承）、就農後の経営発展を一体的に支援する必要があります。

<事業内容>

新規就農者等の円滑な世代交代及び早期の経営発展に向けた取組を一体的に支援する。

- 1 経営資源の有効利用に向けた取組（経営資源を継承・利用するために必要となる経費）
- 2 円滑な経営移譲に向けた取組（法人化、専門家の活用等の経営移譲に要する経費）
- 3 経営発展に向けた取組（機械・施設や家畜の導入、果樹・茶の新植・改植等に要する経費）

<事業実施主体> 認定新規就農者、認定農業者

<補助率>

1 及び 2 国 1／3、県 1／3（補助金額上限 1,200 万円）

3 国 1／2、県 1／4（補助金額上限 900 万円）

※ 1～3 の国費合計は 600 万円以内

<採択要件>

- ・将来像が明確化された地域計画^{※1}又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること。
- ・令和4年度以降に農業経営を開始した個人・法人^{※2}であること。
- ・青色申告を行うこと。
- ・機械・施設の取得費用等について、金融機関から融資を受けていること。
- ・経営開始資金、経営発展支援事業等との併用は不可。

※1 地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い（8割以上等）地域。

※2 当該農業経営の主宰権を有する役員に就農時の年齢が原則50歳未満、かつ、令和4年度以降に農業経営を開始した者を含む法人に限る。

【お問い合わせ先：担い手支援課 就農支援班 096-333-2432】

新規就農者育成総合対策事業

(経営発展支援事業、農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業)

<事業目的>

就農時の機械・施設導入及び新規就農者へのサポート体制の充実を支援し、就農者数の増加、就農後の定着の更なる促進を図ります。

<背景／課題>

農業を取り巻く環境が厳しさを増す中、国内の農業従事者は減少し、高齢化も進展しています。新規就農者も同様に減少傾向であり、持続可能な力強い農業を実現するためには、人材の一層の呼び込みと定着を図る必要があります。

<事業内容>

- 1 機械・施設等導入支援（国事業名：経営発展支援事業・初期投資促進事業）
親元就農を含む新規就農者が行う機械・施設・家畜の導入、果樹・茶の改植等に係る経費の助成。
- 2 技術力・経営力強化支援（国事業名：新規就農者誘致環境整備事業）
地域の伴走機関が行う研修農場の機械・施設導入や新規就農者への技術指導等に係る経費の助成。
- 3 新規就農者の誘致体制の整備支援（国事業名：新規就農者誘致環境整備事業）
複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築や誘致の実践、就農前後の者をトータルサポートするために係る経費を助成。

<事業実施主体>

- 1 認定新規就農者（就農時 50 歳未満の認定新規就農者（親元就農も対象））
- 2 及び 3 市町村・協議会・民間団体等

<補助率>

- 1 国 1／2、県 1／4（補助金額上限 750 万円、経営開始資金の交付対象者は 375 万円）
- 2 国 1／2、事業主体 1／2
- 3 定額

<採択要件>

- ・ 1 の事業は、市町村で青年等就農計画の認定を受ける必要があります。また、令和 6 年度以降に新たに農業経営を開始する者が対象で、自己負担分は融資を受ける必要があります。
- ・ 1～3 の事業は、取組み計画に応じて採択されます（ポイント制による採択）。
- ・ 補助金交付の流れは以下のとおりです。
 - … 1 国（全国農業会議所）→ 県 → 市町村 → 新規就農者
 - … 2 及び 3 国（全国農業会議所）→ 県 → 事業主体

【お問い合わせ先：担い手支援課 就農支援班 096-333-2432】

中高年就農支援事業

<事業目的>

国の施策の対象とならず、企業との人材獲得が競合しにくい、50 歳代の新規就農者を対象に、就農を支援することで、新規就農者の確保と定着を図る。

<背景／課題>

新規就農者は毎年減少しており、特に、若年層の減少が新規就農者全体の減少に一因となっている。一方、本県には企業の進出が進んでおり、今後も若年層を中心に人材獲得は厳しさを増す可能性が高くなっている。

農業における担い手は、50 歳代以上が多数であり、50 歳代で就農しても、今後担い手として十分に活躍可能であるものの、50 歳代の就農相談は、コロナ禍以降大きく増加しているものの、国の支援がなく就農へのハードルが高く、就農者は増加していない。

<事業内容>

1 中高年就農研修支援事業

熊本県内に就農予定で、就農時 50～59 歳の独立自営就農を目指す方が対象。県内認定研修機関で研修を行う場合に支援し、支援額は最大 120 万円/年（定額）。最長 1 年間。ただし、就農後の居住地未定等の理由で、市町村からの交付が無い場合は、県分（最大 60 万円）のみ交付。 ※原則、前年所得が 600 万円未満のものを対象。

2 中高年就農初期投資支援

熊本県内に就農する 50～59 歳の認定新規就農者に対して、機械・施設等の導入を支援。補助対象事業費上限 500 万円。

<事業実施主体>

- 1 県または市町村
- 2 市町村

<補助率>

- 1 県 1／2、市町村 1／2（市町村交付が無い場合は県分のみ交付）
- 2 県 1／3、市町村 1／6

<採択要件>

- ・ 1 の事業は、研修終了後に独立自営就農する方が対象で雇用就農は対象外です。
- ・ 2 の事業は、市町村で青年等就農計画の認定を受ける必要があります。
- ・ 詳細な要件は、担当課におたずね下さい。

【お問い合わせ先：担い手支援課 就農支援班 096－333-2432】

未来へつなぐ地域営農組織経営力強化支援事業

<事業目的>

土地利用型農業を中心に農地の主たる担い手である地域営農組織の組織化・法人化を強力に進め、地域農業の担い手の育成・確保を進めます。

<背景／課題>

- ・ 農業従事者の高齢化に伴い今後農業就業人口の減少が避けられない状況です。
- ・ 地域営農組織は地域農業を存続させるための担い手としてその重要性が高まることは必至です。

<事業内容>

- 1 組織化・法人化支援 7,795 千円
地域営農組織の組織化や法人化を目的とした、セミナーの開催や専門家派遣等で支援する活動を助成します。
○事業主体
熊本県担い手育成総合支援協議会、市町村担い手育成総合支援協議会、農業協同組合
○補助率
県担い手協は定額、市町村等は県 1/2
- 2 地域営農組織再編・統合支援 800 千円
複数の地域営農法人等で構成した協議会等が行う、地域営農組織の再編・統合に伴う経費を支援します。
○事業主体 複数の地域営農法人等で構成した協議会等
○補助率 定額（上限 40 万円／協議会）
- 3 地域営農組織設立支援 800 千円
担い手不在地区での新たな地域営農組織を設立するための集落内での話し合い活動等に必要な経費を支援します。
○事業主体 市町村担い手育成総合支援協議会
○補助率 定額（上限 40 万円／地区）
- 4 集落営農活性化プロジェクト促進事業（国） 23,250 千円
集落営農における活性化に向けたビジョンづくりや人材の確保、高収益作物の試験栽培、組織の法人化、共同利用機械等の導入等に必要な経費を支援します。
○事業主体 市町村
○補助率 定額、共同利用機械等の導入は 1/2 以内
- 5 農業支援サービス事業体広域受託支援 1,200 千円
農業支援サービス事業体の経営を安定させるために、広域での作業受託を支援するため、農業用機械を遠隔地への運搬するために必要なトレーラーや一時的に農業用機械を補完するための簡易テントの導入に必要な経費を支援します。
○事業主体：農業支援サービス事業体
○補助率：1/2 以内

【お問い合わせ先：担い手支援課 担い手支援班 096-333-2382】

担い手への農地集積・集約化に関する事業

＜事業目的＞

地域の農地所有者とその利用者による話し合い活動に基づいて、認定農業者や地域営農組織等の担い手へ農地を集積しながら、地域の農業を維持・発展させる取組みを推進します。

＜背景／課題＞

農地を遊休化させず担い手となる農業者等へ引き継いでいくとともに、土地利用型農業等を中心として規模拡大とコスト削減による稼げる農業を確立することが急務となっています。

＜事業内容＞

1 機構集積協力金交付事業（国）

地域内の農地の一定割合以上を農地中間管理機構に貸し付け、又は当該貸付けと一体的に行われる農作業委託のうち、要件を満たしたものに対して、以下の協力金を交付します。

（交付金）

[R7 年度版]

交付金名	交付対象者	機構の活用率(累計)		交付単価	・機構への貸付期間が6年未満の農地は交付対象外(機構活用率には加算) ・機構への貸付と一体的に行われた農作業委託(基幹3作業、10年以上)が対象。 ・交付対象面積は機構への貸付面積及び機構を通じた農作業委託面積 ・農作業委託の場合は交付単価は1/2
①地域集積協力金	地域	一般地域	中山間地域		
		80%超	60%超80%以下	2.8万円/10a	
			80%超	3.4万円/10a	
②集約化奨励金	地域	地域の団地面積の割合	地域の1団地当たりの平均面積	交付単価(一般タイプ)	・①と②は同一年度での重複交付可能 ・交付対象面積は機構からの転貸面積のうち、新たに団地化した面積及び機構を通じた農作業委託面積のうち新たに団地化した面積 ・受け皿準備タイプ、農作業受託の場合は交付単価は1/2
		10ポイント以上増加		1.0万円/10a	
		20ポイント以上増加	1.5倍以上 ※団地化割合が3割以上	3.0万円/10a	

2 【耕作放棄地解消事業（耕作放棄地有効利用促進事業）（県）】

耕作放棄地の再生・利用促進に取り組む担い手に対して助成金を交付します。

【遊休農地解消対策事業（国）】

担い手への農地集積・集約化を促進するため機構又は市町村が行う、機構自らが借り受けた遊休農地又は借り受けることが確実と認められる遊休農地に対する簡易な整備に要する経費について補助します。

	耕作放棄地有効利用促進事業（県）	遊休農地解消対策事業（国）
交付額	再生作業：30千円/10a 営農定着：10千円/10a	43千円/10a
対象農地	地域計画区域内の1号遊休農地（緑・黄区分）	地域計画区域内の目標地区において農業を担う者が位置付けられていない農地のうち簡易な基盤整備で解消可能な1号遊休農地（緑区分）
交付要件	・農地中間管理権が5年以上であること、ただし国事業の交付対象農地である場合は農地中間管理権の設定が5年以上10年未満であること ・耕作者が5年以上耕作すること ・自己所有地の場合、農地の取得から1年以内であること ・耕作者が地域計画の農業を担う者に位置付けられていること	・農地中間管理権を10年以上設定すること ・耕作者が農地の所有者でないこと

【お問い合わせ先：担い手支援課 農地集積・利用推進班 096-333-2376】

企業の農業参入トータルサポート事業

<事業目的>

農業の担い手の減少が続く中、企業の農業参入を多様な担い手の確保及び地域活性化の起爆剤として位置付け、地域との調和を図りながら農業に参入する企業に対し総合的な支援を行うことにより、更なる企業の農業参入の促進と定着化を図ります。

<背景／課題>

- ・ 近年の傾向として、食品関連企業による原料確保や自社ブランド向上、企業と地域とが連携した新たな産地化、福祉事業者による農業参入などが増加しています。
- ・ 今後は、さらなる新規参入企業の誘致と既参入企業の経営安定が課題となっています。
- ・ 県南市町村について、企業の農業参入により地域振興を後押しする。

<事業内容>

- 1 農業参入企業発掘・誘致事業
①企業訪問、②セミナーの開催等
- 2 参入企業スタートアップ支援事業
①農業参入ビジネスモデル構築支援、②地域調和型企业支援
- 3 参入企業ステップアップ支援事業

<事業主体>

- 1：県、 2① ②、3：参入企業

<補助率>

- 2①：県 1/3 以内（上限 200 千円）※県南市町村 1/2 以内
2②：県 1/3 以内（但し農地利用状況等により上限設定上限 500～1,000 万円/社）
※県南市町村 1/2 以内
3：農地所有適格法人 県 1/2 以内
農地所有適格法人以外 県 1/3 以内
※県南市町村 1/2 以内

<採択要件>

- 2①、②：熊本県内において農業に参入する企業又は農業に参入して3年以内の企業であり、かつ、別に定める要件を満たすもの。
3：熊本県内において農業に参入する企業であり、かつ、別に定める要件を満たすもの。

【お問い合わせ先：流通アグリビジネス課 企業参入・6次化支援班 096-333-2377】

企業の農業参入トータルサポート事業

[流通アグリビジネス課]

- 本県の農業を支える担い手が減少する中、企業等の農業参入には、新たな担い手として産地の維持・発展、地元雇用の創出等による地域全体への経済波及効果が期待される。
- 市町村や県関係機関等と連携し、地域と調和した企業の農業参入を促進するとともに、農業参入した企業が農業を通じた地域振興に取り組む活動を支援する。また、農業参入企業の6次産業化や規模拡大に係る施設整備や機械導入を支援する。

<現状・課題>

【現状】

- 他産業からの農業参入は、着実に増加（R5まで県全体262件、前年から+9件）
- 食関連企業の参入が増加傾向（約3割）



➡目指すべき姿

産地の維持・発展、地元雇用の創出
地域全体への経済波及効果

【課題】

- 経済効果がある大規模企業の参入が少ない
→食関連企業の輸入原料の国産化や自社生産を支援



- 県南地域への農業参入が県北の半数程度
→ 本県の均衡ある経済発展
→ 県南地域への参入促進

<事業概要>

01 農業参入企業発掘・誘致事業

- 誘致活動の強化、展示会等への出展、企業訪問、相談対応
「農業参入フェア」（東京・大阪）、「企業タイアップセミナー」（東京）
市町村との地域調和協定締結支援、フォローアップ



02 参入企業スタートアップ支援事業

- 農業参入時の販路開拓等支援（ソフト）
- 初期投資（機械設備等）への支援（ハード）
- 主な要件 参入後3年以内
- 補助率：1／3、県南地域（八代・芦北・球磨） 1／2

03 参入企業ステップアップ支援事業

- 6次産業化や規模拡大を目指した生産体制の強化等への支援（ハード）を行う。
- 補助率：1／3、県南地域・農地所有適格法人 1／2

<イメージ図>

